

第2号様式(第10条関係)

令和 5年 4月 28日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島袋 恵祐



令和4年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和4年度 政務活動費収支報告書

議員名 島袋恵祐

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費	613,965	県議団だより印刷代・ポスティング業務代
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費	833,142	事務所家賃、事務所駐車場借料
事 務 費	137,602	タブレット代、事務所エアコン本体・取付工事費、プリンター複合機代
人 件 費		
合 計	1,584,709	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 215,291 円

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
9/12	県議団だより印刷代	362,340	全額	362,340
9/12	県議団だよりポスティング業務代	251,625	全額	251,625
A. 小計				613,965
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計		/	/	613,965

広聴広報費

県議団だより 2022年8月第159号印刷代 362,340円を全額充当した。

領 収 証

No 000643

得意先コード	お 得 意 先 名
	県議団だより 殿

2022年9月12日

¥ 362,340



但し 球技用(印刷) 45,750部

上記金額正に領収致しました。2022年8月第159号

内 訳	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-17-2
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

広聴広報費

県議団だより 2022年8月第159号ポスティング業務代
228,750円を全額充当した。

領 収 証

No 000737

島袋 恵祐 様

令和4年9月12日

下記の通り領収致しました

¥ 251,625



株式会社 ポスティングワーク

那覇営業所/〒902-0075 沖縄県那覇市国場2-65番地
TEL.098-851-8100 FAX.098-851-8101
本社/〒900-0015 那覇市久茂地2-2-2 (タイムス)
沖縄タイムスサービス

担当者

品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
共産党県議団だより	45750	5.0	228750	8月既分
ポスティング業務				
消 費 税			22875	
合 計			251625	

広報紙充当可能割合確認票

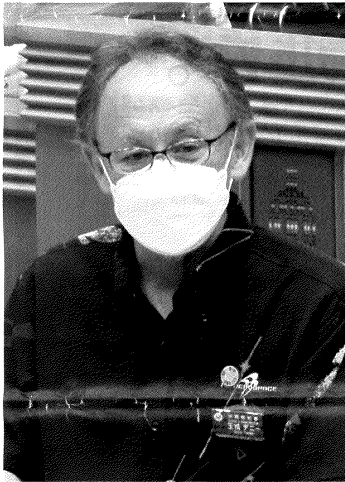
議員名

島袋 恵祐

広報紙名	紙面割合
日本共産党 沖縄県議団 より 第159号	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体面積: $38.2\text{cm} \times 27.3\text{cm} \times 4\text{面} = 4171.4\text{cm}^2$ ● 充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 ① $0\text{cm} \times \text{cm} = 0\text{cm}^2$ ● 充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 4171.4\text{cm}^2) = 1 \approx 100/100$以下



渡久地修 玉城武光 玉城ノブ子 西銘純恵 比嘉瑞己 瀬長美佐雄 島袋恵祐



玉城デニー知事

公約291の施策すべてに着手 287施策を推進

推進率**98.6%**

玉城ノブ子県議への知事答弁より

日本共産党県議団は、代表質問、一般質問で、翁長県政・玉城デニー県政の成果と取り組み状況を問いました。

玉城ノブ子県議の質問に玉城デニー知事は「291施策のうち、完了し継続して取り組みを推進している8施策を含め、287施策について取り組みを推進している」と答弁しました。

さらに、実現したもので「継続して取り組んでいく必要がある」と述べました。

魅力ある観光地の形成をはかるため
観光振興基金を設置 40億円

企業の事業継承や従業員への
奨学金返還支援への補助



持続的な農業の発展へ
県種苗生産条例を制定

マイノリティの尊重と共生へ
性の多様性尊重宣言



全国知事会に連携を呼びかけ

日米地位協定改定し国内法適用を決議

新たな建議書を日本政府に手交
平和で豊かな沖縄の実現へ



子どもの貧困対策

子ども基金
60億円積み増し
中学卒業まで
医療費無料



低所得家庭の中高生の
バス無料化

少人数学級の拡大
那覇みらい支援学校の開校
子どもの権利
尊重条例の制定

ヤングケアラーの
実態調査

世界に誇る自然環境を守る
世界自然遺産登録の実現
県気候非常事態宣言
希少動植物保護条例の制定
県クリーンエネルギー・
イニシアチブ策定



伝統文化の継承と発展

「琉球歴史文化の日」制定
沖縄空手世界大会の定期開催化
しまくとぅばアーカイブロードマップ



公約以外の
取り組みの
成果について

首里城の復興や、SDGsの全県的な展開を図っていると答弁。
新型コロナ対策では「一般無料PCR検査の実施、接触者無料PCR検査の高齢者枠の
拡充、抗原定性検査・陽性者登録センターの設置、学校・保育PCR、
有症状の小・中・高世帯への抗原定性検査キット配布事業など、全国
に先駆けた検査体制の拡充などに取り組んで来た」と答弁しました。



翁長県政・玉城デニー県政で大きく前進した子どもも支援

復帰50年の中でも大きな前進だ。

知事の姿勢で大きく変わる 渡久地修県議

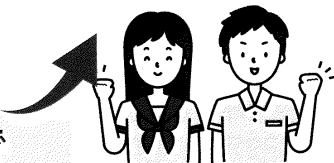
仲井眞県政時代から、翁長県政、玉城デニー県政の8年間で、子どもの貧困対策や教育支援などがどう前進したか、渡久地修県議の一般質問への県当局からの答弁を紹介します。

こども医療費通院助成

3歳まで



仲井眞県政



翁長県政で就学前まで
玉城デニー県政
中学まで拡大
窓口無料

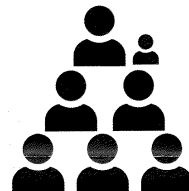
就学援助

援助率 18.3%
2万6894人



仲井眞県政
H23年度

援助率 24.1%
3万5261人



玉城デニー県政
R2年度

1人あたり教育費

中学生

96万1千円



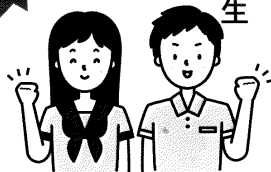
小学生

86万2千円



仲井眞県政
H23年度

115万円 中学生



96万6千円 小学生



玉城デニー県政
R2年度

35人学級

小3から中3
全学年に拡大



小3



仲井眞県政
H25年度



翁長県政
玉城デニー県政

小1・2は30人学級

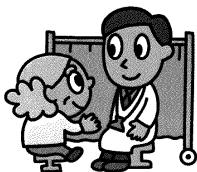
引き続き 30 人学級と教員増員、就学援助制度充、学校事務員の増員、子ども貧困対策の強化を求めました

県経済の回復、くらし・福祉充実、米軍基地のない平和な沖縄をめざして

県議会での日本共産党県議団の質問と、知事、部長の答弁を紹介します。

新型コロナウイルス感染防止対策の強化を

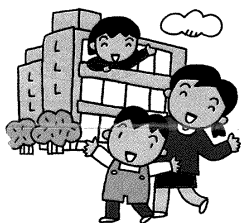
重点医療機関における病床確保や、入院待機施設の設置、PCR 検査センターの設置・検査の無料化等、医療提供体制や検査体制の確保等に取り組んでいる。一旦、感染が収まっても再拡大を繰り返すこと、年齢階層により感染の広がりや入院率が異なることから、流行状況に応じた措置が必要。専門家の意見も踏まえ、効果的かつ持続可能な対策を講じていく。(部長答弁)



答弁する玉城デニー知事

米軍基地返還こそ沖縄経済発展の道

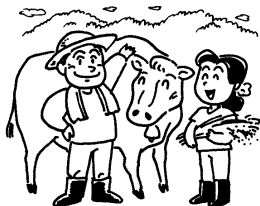
返還された那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の直接経済効果は、返還前・89 億円、返還後・2459 億円と約 28 倍。誘発雇用人数は、返還前 767 人、返還後 2 万 4737 人と約 32 倍。



返還予定のキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の直接経済効果は、返還前 501 億円に対し、返還後は 8900 億円と約 18 倍。誘発雇用人数が、返還前 4400 人に対し、返還後は 8 万 503 人と約 18 倍になると試算している。(部長答弁)

コロナ禍と燃油、飼料高騰で苦しんでいる農林水産業への支援強化を

畜産農家の経営安定を図るため、酪農の優良乳用牛の導入費等の補助、配合飼料価格安定制度の生産者積立金、及び粗飼料の購入費用の一部補助を行う。漁業者に対しては、燃油費の一部を補助する。(部長答弁)



コロナで傷んだ観光関連産業への直接支援を

観光の回復・復興なくして沖縄経済の再生はあり得ない。今後の施策展開についての必要な財源については、私が関係要路に要請していく。(玉城デニー知事答弁)

引き続き、観光関連事業者と意見交換を行いながら、人材の確保やスキルアップにつながる取組について検討していく。(部長答弁)



ヘイトスピーチ条例を制定へ

全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別的言動は許されるものではない。検討を重ねながら、令和 4 年度中の制定を目指して、取り組んでいく。(玉城デニー知事答弁)

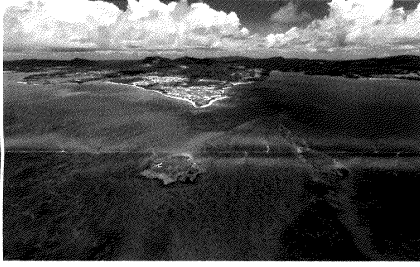


ヤングケアラー支援条例

実態調査等含めて、どのような支援の形態を取るべきか、子どもの権利尊重条例の中での条例の改正、もしくは新たな独自の条例の制定についても併せて検討していく。(玉城デニー知事答弁)



遺骨の混じった土砂を辺野古埋め立てに使うな

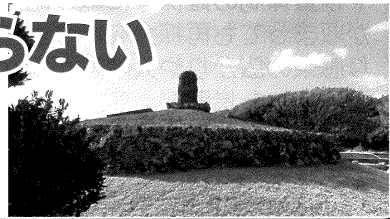


戦没者の御遺骨が混入した土砂が工事や埋立などによって使われることは、さきの大戦で亡くなった方々を悼む心を持つウチナンチュの一人としてあってはならないと考えている。県議会で議決された意見等も踏まえ、今後とも戦没者の御遺骨が混入した土砂が使われることのないよう、引き続き戦没者遺族と県民の心情も踏まえ適切に対応してまいります。(玉城デニー知事答弁)

沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請について、県の処分が不承認になったことから、沖縄本島南部地区の土砂が普天間飛行場代替施設建設の埋立てに用いられることはないものと考えている。(部長答弁)

沖縄を再び戦場にさせてはならない

沖縄から世界へ平和の声をつなげ、二度と沖縄を戦場にさせないために、核兵器の廃絶、戦争の放棄、恒久平和の確立に向けて、これからも全身全霊で取り組んでまいります。(玉城デニー知事答弁)



ASEAN に学び沖縄を平和の拠点に

沖縄との連携の可能性等に関する調査とか、有識者会議などの実施や、県内外に広く発信するためのシンポジウムを開催するなど、あらゆる形でアジアにおける平和の構築に向けた寄与できる取組を進めていこうと検討しております。



(玉城デニー知事答弁)

安心・安全な水を

中部水源からの取水抑制を令和 2 年度以降強化し、北谷浄水場の活性炭を吸着能力が高い高機能活性炭に取り替えて、令和 4 年 2 月以降、浄水中の PFOS 等濃度は 1 リットルあたり 6 ナノグラム以下となっている。引き続き、中部水源の取水を抑制し、高機能活性炭への取替を推進していく。

(部長答弁)



誰ひとり取り残さない 沖縄らしい優しい社会へ

◎生活困窮者への自立支援事業(19～2021 年度実績)

新規相談 5万 5,414 件

自立支援プラン作成 9,362 件

(1,816 人が就労)

◎住居確保給付金事業(19～2021 年度実績)

新規支給決定件数 4,881 件

(支給額 11 億 8,523 万円)

◎ひとり親家庭への支援事業(18～2021 年度実績)

・資格取得支援 619 人

・ヘルパー派遣事業 1,099 件

・民間アパートを活用した総合支援 139 世帯

◎「子どもの貧困対策推進基金」を活用した新年度からの取り組み

・学童保育の利用料減免の拡充 → ひとり親・低所得世帯は上限額が 5,000 円に軽減

・ヘルパー派遣事業の拡充 → ひとり親世帯だけでなく、低所得世帯も対象に (部長答弁)



戦後 77 年の慰霊の日 玉城デニー知事の平和宣言



「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」、「対立や分断ではなく、お互いを尊重し、対話を重ね、ともに平和を追求していくことが今、求められている」

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	事務所家賃2022年4月～2023年3月	732,000	6/7	627,428
毎月払	駐車場代2022年4月～2023年3月	240,000	6/7	205,714
事務所費 充当合計				833,142

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

島袋 恵祐 様

R 4 年 3 月 3 日

下記のとおり領収いたしました (島田ビル101)

合計金額 ★ ￥ 61,000

但し、 4 月分家賃・共益費と17

沖縄市高原5丁目14番11号

有限 大里住 宅

代表取締役 知 念

TEL (098) 938 - 262

FAX (098) 938 - 7319

取扱者

領 収 証

島袋 恵祐 様

R 4 年 5 月 2 日

下記のとおり領収いたしました (島田ビル101)

合計金額 ★ ￥ 61,000-

但し、 5 月分家賃・共益費と17

沖縄市高原5丁目14番11号

有限 大里住 宅

代表取締役 知 念

TEL (098) 938 - 262

FAX (098) 938 - 7319

取扱者

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

島袋 恵 祐 様

R4 年 5 月 31 日

下記のとおり領収いたしました (島田ビル101)

合計金額 ★ ￥61,000-

但し、 6 月分家賃・共益費と17

取扱者

沖縄市高原5丁目14番11号

有限 大里住 宅

代表取締役 知 念 聡

TEL (098) 9 3 8 - 2 6 2 8

FAX (098) 9 3 8 - 7 3 1 9

領 収 証

島袋 恵 祐 様

R4 年 6 月 30 日

下記のとおり領収いたしました (島田ビル101)

合計金額 ★ ￥61,000-

但し、 7 月分家賃・共益費と17

取扱者

沖縄市高原5丁目14番11号

有限 大里住 宅

代表取締役 知 念 聡

TEL (098) 9 3 8 - 2 6 2 8

FAX (098) 9 3 8 - 7 3 1 9

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

島袋 恵祐 様

24年8月1日

下記のとおり領収いたしました(島田ビル101)

合計金額 ★ ￥61,000

但し、8月分家賃共益費と17

沖縄市高原5丁目14番11号

有限 大里住 宿

代表取締役 知 念

TEL (098) 938 - 262

FAX (098) 938 - 7319

取扱者

領 収 証

島袋 恵祐 様

24年8月31日

下記のとおり領収いたしました(島田ビル101)

合計金額 ★ ￥61,000

但し、9月分家賃共益費と17

沖縄市高原5丁目14番11号

有限 大里住 宿

代表取締役 知 念

TEL (098) 938 - 262

FAX (098) 938 - 7319

取扱者

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

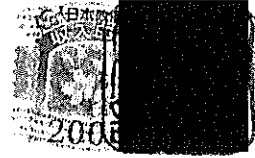
領 収 証

島袋 恵 祐 様

R 4 年 9 月 30 日

下記のとおり領収いたしました (島田ビル101)

合計金額 ★ ￥61,000-



但し、10月分家賃・共益費と17

取扱者 

沖縄市高原5丁目14番11号
有限 大里住 宿 会 社
代表取締役 知 念 聡
TEL (098) 9 3 8 - 2 6 2 8
FAX (098) 9 3 8 - 7 3 1 9

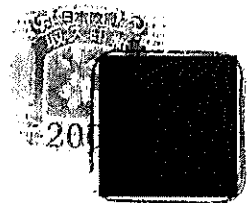
領 収 証

島袋 恵 祐 様

R 4 年 10 月 31 日

下記のとおり領収いたしました (島田ビル101)

合計金額 ★ ￥61,000-



但し、11月分家賃・共益費と17

取扱者 

沖縄市高原5丁目14番11号
有限 大里住 宿 会 社
代表取締役 知 念 聡
TEL (098) 9 3 8 - 2 6 2 8
FAX (098) 9 3 8 - 7 3 1 9

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

R 4 年 11 月 30 日

島袋 恵祐 様

下記のとおり領収いたしました

(島田ビル101)

合計金額 ★ ￥61,000-

但し、 12月分家賃・共益費と17

取扱者

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住 宿

代表取締役 知 念

TEL (098) 938 - 262

FAX (098) 938 - 7319

領 収 証

R 5 年 1 月 4 日

島袋 恵祐 様

下記のとおり領収いたしました

(島田ビル101)

合計金額 ★ ￥61,000-

但し、 R 5 1月分家賃・共益費と17

取扱者

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住 宿

代表取締役 知 念

TEL (098) 938 - 262

FAX (098) 938 - 7319

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

島袋 恵祐 様

R 5 年 1 月 31 日

下記のとおり領収いたしました (島田ビル101)

合計金額 ★ 761,000-

但し、 2月分家賃・共益費と17

取扱者

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 **大里住**

代表取締役 知 念

TEL (098) 938 - 26

FAX (098) 938 - 73

領 収 証

島袋 恵祐 様

R 5 年 2 月 28 日

下記のとおり領収いたしました (島田ビル101)

合計金額 ★ 761,000-

但し、 3月分家賃・共益費と17

取扱者

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 **大里住**

代表取締役 知 念

TEL (098) 938 - 26

FAX (098) 938 - 73

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

島袋 恵祐 様

No. _____

★ ￥ 20,000 - (parking M)

但し 4月分 駐車料として

R4年 3月31日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2628

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

島袋 恵祐 様

No. _____

★ ￥ 20,000 (parking M)

但し 5月分 駐車料として

R4年 5月2日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2628

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

島袋 真祐 様 No. _____

★ ¥ 20,000 - (parking M)

但し 6月分 駐車料として

R4年 5月31日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2628

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

島袋 真祐 様 No. _____

★ ¥ 20,000 - (parking M)

但し 7月分 駐車料として

R4年 6月30日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2628

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

島袋 恵祐 様

No. _____

★

¥ 20,000- (parking M)

但し 8月分 駐車料として

R4年 8月 1日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2611

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

島袋 恵祐 様

No. _____

★

¥ 20,000- (parking M)

但し 9月分 駐車料として

R4年 8月 31日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2611

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

島袋 恵祐 様 No. _____

★ ¥ 20,000 - (parking M.)

但 し 10月分 駐車料と17

R 4 年 9月30日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2628

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

島袋 恵祐 様 No. _____

★ ¥ 20,000 - (parking M.)

但 し 11月分 駐車料と17

R 4 年 10月31日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2628

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領収証

島袋 恵祐 様 No. _____

★ ¥ 20,000- (parking M)

但し 12月分 駐車料として

R 4 年 11 月 30 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-262

収入
印紙

ココヨ ウケ-1097

領収証

島袋 恵祐 様 No. _____

★ ¥ 20,000- (parking M)

但し R 5 1月分 駐車料として

R 5 年 1 月 4 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-262

収入
印紙

ココヨ ウケ-1097

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

領 収 証

島袋 恵 祐 様 No. _____

★ ¥ 20,000 (parking M)

但し 2月分 駐車料として

R 5 年 1 月 31 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-26

収 入
印 紙
コクヨ ウケ-1097

領 収 証

島袋 恵 祐 様 No. _____

★ ¥ 20,000 (parking M)

但し 3月分 駐車料として

R 5 年 2 月 28 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-26

収 入
印 紙
コクヨ ウケ-1097

事務所概要申告票

議員名 島袋 恵祐

1. 物件の所在

住所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101号室	
電話番号	098-989-3247	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [XXXXXXXXXX]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

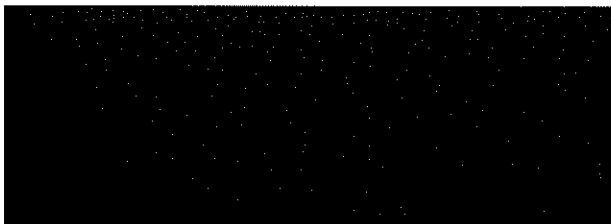
賃借人 沖縄県議会議員

島袋 恵祐



貸貸人 氏名

住所



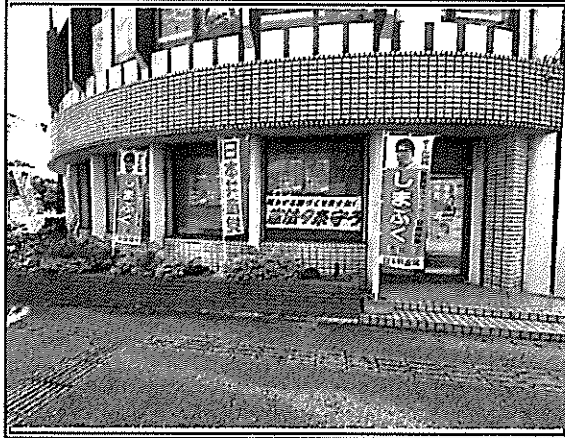
事務所費充当状況申告票

議員名 島袋 恵祐

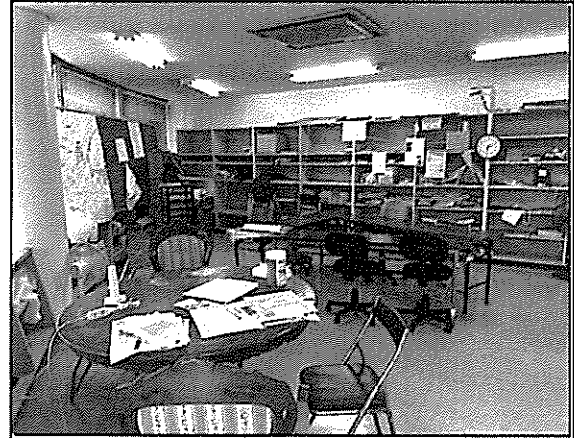
1. 事務所の状況

住所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101号室
----	----------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	6/7
------	-----

充当割合の説明：

当該事務所は通常政務活動で使用しているが、政党活動や後援会活動での使用があるため、按分割合を6/7で充当している。

(関係経費)

家賃(月額)	61,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	52,285 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島袋 恵祐



建物賃貸借契約書

事務所用

契約期間

自 平成^R 31年 3月 1日
至 平成^R 33年 2月 28日

物件名 島田ビル 101号室

賃貸人 

賃借人 島袋 恵祐

3-(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 島袋 恵祐 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	島田ビル		1階	101号室
	所 在 地	(住居表示) 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号			
		(登記簿) 沖縄県沖縄市高原五丁目 405番地			
	構 造	鉄筋コンクリートブロック造/陸屋根/3階建/全(6)戸			
	種 類	事務所	新築年月	昭和61年10月	
面 積	45.46㎡				
附 属 施 設	なし				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

生活相談所、会議所

頭書(3) 契約期間

平成 31年 3月 1日 から 平成 33年 2月 28日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期 平成 31年 2月 28日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 60,000円	共益費	月額 1,000円	家 災 保 険 料	2年間 18,500円
敷 金	120,000円 (賃料 ヶ月)		円	附 属 施 設 料	月額 (内消費税等) 円
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	表	裏	シャッター入口	窓
	本 数	2本	2本	2本	2本
南京錠		2本			
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込	琉球銀行(XXXXXX 支店) (XXXXXXXXXX 有限会社 大里住宅 代表取締役 知念 聡			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先 有限会社 大里住宅			
	<input checked="" type="checkbox"/> 座引落	委託会社名 ・ 沖縄銀行 ・ 琉球銀行 ・ 沖縄海邦銀行 ・ コザ信用金庫			

※尚、振込み及び自動振替の場合に発生する金融機関の手数料等は、乙の負担とする。

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 3 / 年 2 月 28 日

甲・貸主	氏名		
	住所		
乙・借主	氏名	島袋 恵祐	TEL XXXXXXXXXX
	住所	沖縄県沖縄市古謝洋基2町43-19 7-F:WK 301	
連帯保証人	氏名		
	住所		

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	商号又は名称
	代表者の氏名	代表者の氏名
	免許証番号	免許証番号
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	氏名
	登録番号	登録番号
	業務に従事する 事務所名	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL

A: 沖縄県沖縄市高原5丁目14番11号 TEL 098-938-2628
 有限会社 大里 知念 聡
 免許証番号: 沖縄県 知事 (8) 第2025号
 平成 29年 5月 1日
 登記番号: (沖縄県) 第XXXX号
 有限会社 大里 住宅
 事務所所在地: 沖縄県沖縄市高原5丁目14番11号 TEL 098-938-2628

B: 大臣 () 第 号 知事
 平成 年 月 日
 () 第 号
 () 第 号

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - ~~4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。~~
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記

賃貸借契約更新の同意書

賃貸人及び賃借人並びに連帯保証人は、下記物件に関する賃貸借契約を更新することにつき、次のとおり同意した。

第1条 契約期間は、令和3年3月1日から令和5年2月28日までとし、旧契約と同一の条件で賃貸借契約を更新する。

第2条 賃借人が旧契約締結の際、差し入れた敷金は更新後の契約の敷金として引き継ぐものとする。

第3条 連帯保証人は、契約更新後も旧契約に引き続き、賃借人と連帯して賃借人の債務を負担するものとする。

2 連帯保証人の負担は以下に記載し、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

極度額	1,464,000	円
-----	-----------	---



以上のとおり同意したことを証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。


記





物件名 : 島田ビル 101号室
所在地 : 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

以上

令和3年2月28日

(賃貸人) 住所: 
氏名: 

(賃借人) 住所: 沖縄県沖縄市高原7-36-19 101号室 3-D
氏名: 島袋 恵祐
電話番号: 

(連帯保証人) 住所: 
氏名: 
電話番号: 
極度額: 

(別紙)個人の連帯保証に係る説明書(宅建業者→個人の連帯保証人)

連帯保証に係るご説明

この度下記の賃貸借契約につき、連帯保証をしていただくに際し、連帯保証の内容等につきご説明いたします。内容をご確認のうえ、連帯保証人としてお引き受けいただけますようお願いいたします。

1 連帯保証とは

賃貸借契約に係る連帯保証とは、借主が賃貸借契約上負うべき債務(家賃の支払、借主が負担すべき原状回復費用、借主が賃貸物件を故意過失により破損した場合の損害賠償など)について、借主様がその支払いをしないときに代わって支払うものです。したがって、借主様がこれらの債務を履行している限りは、連帯保証人様自らがその債務の履行を求められることはありません。また、万が一借主様の過失等による火災等により建物等に損害が生じた場合でも、借主様が保険に加入し、保険金により填補される損害額に関しては、連帯保証人様はその債務の履行を求められることはないこととなります。

ただし、借主様がこれらの債務を履行していない場合や、保険に未加入であった場合には、借主様に支払い能力があったり、債務を支払うに足りるだけの価値のある財産があったとしても、貸主様から請求があった場合、連帯保証人様はその請求を拒否することはできないことに注意してください。

2 連帯保証人の責任の範囲

連帯保証人様が負担すべき金額は、借主様が賃貸借契約上負うべき債務の元本(たとえば借主様の滞納家賃の金額そのもの)と、その支払いが遅れたことに伴う利息を合わせたものです。ただし連帯保証人となっていた際に貸主と結んだ連帯保証契約に係る書面に記載されている「極度額」を上限とし、極度額を超えた部分については支払い義務を負いません。

3 情報提供について

もし借主様の家賃等の支払状況等を確認したいときは、貸主様にも確認を求めることができます。その場合には管理会社担当者までご連絡ください。

記

連帯保証の対象となる賃貸借契約

物 件 名	所 在 地	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号		
	建 物 名 ・ 室	島田ビル	101	号室
貸 主	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
借 主	住 所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101 号室		
	氏 名	島袋 恵祐		
主な契約条件	契 約 期 間	令和3年3月1日 ~ 令和5年2月28日 (2年間)		
	賃 料	月額 60,000 円	駐 車 場 料	月額 一 円
	共 益 費	月額 1,000 円		

私は、連帯保証契約に当たり、本書面の交付を受け、内容を確認いたしました。

令和 3 年 2 月 28 日

連帯保証人

[REDACTED]

事業用情報提供確認書

甲（賃貸人）  様

物件名：島田ビル


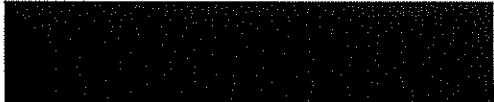
101号室

物件所在地：沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

乙（賃借人）は丙（連帯保証人）に対し、民法465条の10の契約締結時の情報提供義務に基づき、①乙の財産及び収支の状況、②主たる債務（賃料支払債務）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務（賃料支払債務）の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容を、バランスシート、損益計算書等を示しながら正直に丙に情報提供し、丙はそれに基づき乙の債務を連帯保証するものであります。

令和 3 年 2 月 28 日

乙（賃借人）

島袋 恵祐 丙（連帯保証人） 

賃貸借契約更新の同意書

賃貸人及び賃借人並びに連帯保証人は、下記物件に関する賃貸借契約を更新することにつき、次のとおり同意した。

第1条 契約期間は、令和5年3月1日から令和7年2月28日までとし、旧契約と同一の条件で賃貸借契約を更新する。

第2条 賃借人が旧契約締結の際、差し入れた敷金は更新後の契約の敷金として引き継ぐものとする。

第3条 連帯保証人は、契約更新後も旧契約に引き続き、賃借人と連帯して賃借人の債務を負担するものとする。

2 連帯保証人の負担は以下に記載し、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

極度額	1,464,000	円
-----	-----------	---

以上のとおり同意したことを証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

記

物件名 : 島田ビル 101号室
所在地 : 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

以上

令和5年2月28日

(賃貸人) 住所: [Redacted]
氏名: [Redacted]

(賃借人) 住所: 沖縄県沖縄市高原7-36-19 2F-3-D
氏名: 島袋 恵祐
電話番号: [Redacted]

(連帯保証人) 住所: [Redacted]
氏名: [Redacted]
電話番号: [Redacted]
極度額: [Redacted]

(別紙)個人の連帯保証に係る説明書(宅建業者→個人の連帯保証人)

連帯保証に係るご説明

この度下記の賃貸借契約につき、連帯保証をしていただくに際し、連帯保証の内容等につきご説明いたします。内容をご確認のうえ、連帯保証人としてお引き受けいただけますようお願いいたします。

1 連帯保証とは

賃貸借契約に係る連帯保証とは、借主が賃貸借契約上負うべき債務(家賃の支払、借主が負担すべき原状回復費用、借主が賃貸物件を故意過失により破損した場合の損害賠償など)について、借主様がその支払いをしないときに代わって支払うものです。したがって、借主様がこれらの債務を履行している限りは、連帯保証人様自らがその債務の履行を求められることはありません。また、万が一借主様の過失等による火災等により建物等に損害が生じた場合でも、借主様が保険に加入し、保険金により填補される損害額に関しては、連帯保証人様はその債務の履行を求められることはないこととなります。

ただし、借主様がこれらの債務を履行していない場合や、保険に未加入であった場合には、借主様に支払い能力があったり、債務を支払うに足りるだけの価値のある財産があったとしても、貸主様から請求があった場合、連帯保証人様はその請求を拒否することはできないことに注意してください。

2 連帯保証人の責任の範囲

連帯保証人様が負担すべき金額は、借主様が賃貸借契約上負うべき債務の元本(たとえば借主様の滞納家賃の金額そのもの)と、その支払いが遅れたことに伴う利息を合わせたものです。ただし連帯保証人となっていた際に貸主と結んだ連帯保証契約に係る書面に記載されている「極度額」を上限とし、極度額を超えた部分については支払い義務を負いません。

3 情報提供について

もし借主様の家賃等の支払状況等を確認したいときは、貸主様にも確認を求めることができます。その場合には管理会社担当者までご連絡ください。

記

連帯保証の対象となる賃貸借契約

物件名	所在地	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号		
	建物名・室	島田ビル	101	号室
貸主	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
借主	住所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101 号室		
	氏名	島袋 恵祐		
主な契約条件	契約期間	令和5年3月1日 ~ 令和7年2月28日 (2年間)		
	賃料	月額 60,000 円	駐車場料	月額 一 円
	共益費	月額 1,000 円		

私は、連帯保証契約に当たり、本書面の交付を受け、内容を確認いたしました。

令和 5 年 2 月 28 日

連帯保証人

[REDACTED]

事業用情報提供確認書

甲（賃貸人）  様

物 件 名：島田ビル

101号室

物件所在地：沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

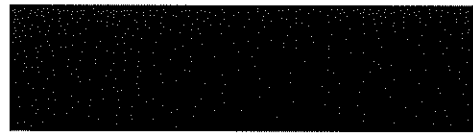
乙（賃借人）は丙（連帯保証人）に対し、民法465条の10の契約締結時の情報提供義務に基づき、①乙の財産及び収支の状況、②主たる債務（賃料支払債務）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務（賃料支払債務）の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容を、バランスシート、損益計算書等を示しながら正直に丙に情報提供し、丙はそれに基づき乙の債務を連帯保証するものであります。

令和 5 年 2 月 28 日

乙（賃借人）

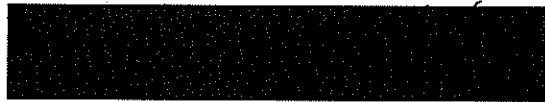
島袋 恵祐

丙（連帯保証人）




駐車場賃貸借契約書

物件名 : Parking M







島袋 様

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人  と賃借人 島袋 恵祐 との間に、次のとおり
駐車場の賃貸借契約を締結します。

第1条 (目的および駐車場の表示) 賃貸人は次の場所の駐車場を賃貸し、賃借人は
次の自動車の駐車に使用するためこれを賃借します。

- (1) 駐車場の名称 Parking M
所在地 沖縄市高原五丁目637番9
駐車番号 
(2) 自動車台数 
車種・色
車両番号

第2条 (料金) 賃借料は1台につき、専か月金 5,000円  月とし、賃借人は毎
月末日までに翌付分を支払うものとします。  の賃借料は月額賃
借料を日割りした金額とします。

第3条 (期間) 賃貸借期間は令和1年5月1日より令和2年4月30日までの1年
間とします。ただし、当事者間で予め更新の合意が成立したときには契約を
更新します。

第4条 (利用方法) 賃借人は駐車に関し賃貸人の定める方法に従うものとし、他人
に迷惑をかけないように駐車場を利用しなければなりません。

第5条 (賠償義務) 賃借人またはその関係者が駐車場の建造物または、施設および
他人の自動車に損害を与えたときには、賃借人はすみやかに損害賠償をする
ものとします。

第6条 (解除約款) 賃借人が次の場合の専に該当したときには賃貸人は催告をしな
いで直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 賃借料を専か月以上支払いを怠ったとき。
(2) 賃借人が駐車を転貸したとき。
(3) 他の契約者に著しく迷惑となる行為をしたとき。
(4) その他この契約の項目の専に違反したとき。

第7条 (損害負担) 賃貸人は賃借人の駐車場利用に関し賃借人の受けた損害について責任を負わないものとします。駐車場内でのトラブル・事故等につきましては各自、自己負担となります。

第8条 (解約) 賃借人は毎月か月に以前に予告すれば本契約を解約できるものとします。ただし、賃借人は予告に代え賃借料毎月か月分相当額の金員を支払って即時に解約できるものとします。

第9条 (返還義務) 賃借人は本契約終了後直ちに自動車を移動して駐車場を明渡さなければならず、賃借人が本契約終了後明渡をなさないときは、賃借人は本契約終了の翌日より明渡完了まで賃借料相当額の損害金を支払わなければなりません。

なお、賃借人が本契約終了後自動車を残置するときは、賃貸人は賃借人の費用でこれを適宜処分することができるものとします。この場合、賃借人は異議申し立てをしないものとします。

第10条 (保証金) 本契約締結の際、賃貸人は1台につき、保証金として金 4,500 0 円也を賃借人から受領致しました。この保証金は、本契約終了後明渡を完了した場合に返還することとし、延滞賃借料その他賃借人の債務があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第11条 (合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第12条 (特約事項)

- ・賃貸人の都合で土地の契約解除を申し出る場合は、毎月か月前に賃借人に予告しなければならない。
- ・賃貸人の都合による解約を申し出る場合でも、賃借人は賃貸人に対して損害賠償、立ち退き料等の請求は一切できないものとします。
- ・賃貸人は賃借人に対し駐車場の配置の変更を求めることができるものとする。この場合、賃借人は賃貸人へ協力しなければならない。
- ・賃借人は車庫証明発行の請求を行う際は、賃貸人へ保証金として金30,000円を預け入れ、事務手数料として金3,000円を支払うものとする。ただし、この保証金には利息は付きさないものとする。賃貸人は賃借

人が抹消手続きを完了した場合は保証金を全額貸借人へ返還するものとする。

貸借人は本契約解約後、2週間以内に車庫証明の抹消手続きを完了しなければならない。万が一、2週間以内に抹消手続きを完了できない場合は、本保証金の返還請求権を失う。

前条項のとおり契約が成立しましたので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印のうえ各巻通を所持します。

令和 1 年 4 月 30 日

賃貸人 住所

氏名

賃借人

住所 沖縄市古衛深田町43-19 コ-PMk301

氏名

島袋 恵祐

宅地建物取引業者

免許番号 沖縄県知事(8)第2025号

住所 沖縄市高原5丁目14番11号

商号 有限会社 大里住宅

代表者 代表取締役 知念 聡

事務費

政務活動以外の活用もあり2分の1充当した。

$$57,200 \div 2 = 28,600 \text{ 充当}$$

マンガ倉庫

沖縄県沖縄市与儀571番地
マンガ倉庫 志親店

TEL 098-931-9911 FAX 098-931-

☆☆『どんどん買います!!』

2022年 7月25日(月)No4

000000000099

タブレット・MD	¥52,000
小計	¥52,000
10%外税対象	¥52,000
10%内税	¥5,200
一言 言十	¥57,200
(うち消費税	¥5,200)

1責 3967 8時58分

事務費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

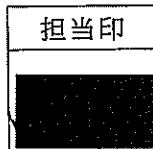
領 収 証 島袋 恵祐 様

No. 011659

★¥188,000

但しエアコン取付工事(消-70)電気工事

24年8月1日 上記正に領収致しました。



※担当者印又はサイン無きものは無効



【アトム電器全国チェーン 美原店】

(有)ナカマ家電サ-

沖縄市美原4丁目6番15号

電話 (098) 937-0233

FAX (098) 939-6677

エアコン充当上限額¥100,000-

188,000 - 88,000 = 100,000

100,000を~~100~~にして 85,714を充当した。

発行日: 2022年09月07日

金額

管理No. 0580-405-0002503

伝票No. 0580-405-114058

島袋 恵祐

様

¥27,170-

税 ¥2,470)

但しプリンター工事

代として。

上記の金額正に領収いたしました。

0) 株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

27,170を~~100~~にして 23,288を充当した。